

9月号

労基ニュース

(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部

〒114-0022

北区王子本町1-22-3

TEL 03-5948-5341

FAX 03-5948-5653

当支部HPパスワード

☎ [aa5948]

《足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ》

支部講習会のご案内

『令和6年度 労災実務講習会』 ※無料です。

～監督署の調査・提出資料からみる精神疾患の労災認定基準～

開催日時：令和6年10月22日（火） 14:00～16:30（予定）

開催場所：足立区勤労福祉会館（綾瀬プルミエ）第二洋室 足立区綾瀬 1-34-7

定 員：40名

内 容：精神疾患の労災請求時・認定時における労働基準監督署の調査は労災部署だけではない場合もあります。本講習会は労災部署以外の調査はどのように行われるのか、また、労災部署からの調査・提出資料から精神障害の認定基準を解説いたします。

※ご案内・お申込書を同封いたしました。

『令和6年度 足立荒川安全衛生推進大会』 ※無料です。

開催日時：令和6年11月21日（木）

開催場所：ムーブ町屋 ムーブホール 荒川区荒川 7-50-9

※詳細が決まりしだい、ご案内いたします。

『外国人労働者労働災害防止セミナー（仮）』 ※無料です。

開催日時：令和6年12月上旬予定

- 近年、外国人労働者数の増加に伴い、外国人労働者の労働災害が増加傾向にあります。外国人労働者の労働災害の要因として、業務経験が短い場合が多いこと、日本語そのものの理解が不十分であること、コミュニケーション不足により職場の危険の伝達・理解が不足していること等が考えられます。外国人労働者の労働災害防止のために、外国人労働者が安全衛生教育や労働災害防止の内容を確実に理解してもらうことが重要です。この機会にぜひ、ご参加ください。

※詳細が決まりしだい、当支部ホームページに掲載します。（9月上旬頃）

産業保健フォーラム IN TOKYO 2024 ※無料です。

～今こそ知ってほしい化学物質の新ルール～

開催日時：令和6年10月9日（水） 10:20～15:30 開場 9:50

会 場：ティアラこうとう 江東区住吉 2-28-36

内 容：特別講演 自律的化学物質管理と産業保健

株式会社 MOANA 土肥産業医事務所 代表 土肥 誠太郎 氏

事例発表 ○わが社の化学物質管理について

○化学物質ばく露低減における当社の取組み事例について 等

化学物質管理に関する留意点について 東京労働局労働基準部健康課 担当官

※お申込みはweb申し込みになります ☎ <https://www.toukiren.or.jp/shf2024.html>

当支部ホームページからもリンクできますのでご活用ください。

全国労働衛生週間のぼり・ポスター頒布のお知らせ

当協会支部では「第75回全国労働衛生週間」に向けた、のぼり・ポスター・労働衛生のしおり等を斡旋頒布しております。パンフレットを同封いたしましたのでご活用ください。当支部ホームページからもご覧になれます。

ご注文・お問合せは当協会支部事務局までお願いします。

厚生労働省は令和6年7月30日付けにて、10月1日（火）から7日（月）まで、令和6年度「全国労働衛生週間」を実施すると発表しました。

今年のスローガンは、一般公募で募った268作品の中から、水野綾子さん（愛知県）の作品「推しています みんな笑顔の 健康職場」に決まりました。

令和6年度全国労働衛生週間実施要綱

趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第75回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和5年度には1,099件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和5年度には883件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要がある。

さらに、労働者の健康確保において、産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっている。これらの事業場は全体の96%を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要である。

化学物質による休業4日以上労働災害は、450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾患も後を絶たない。このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない化学物質への対策を強化するため、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS分類）で危険性・有害性が区分されている物質全てについて、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入した。この仕組みを実効あるものとするため、ばく露の上限となる濃度基準値の設定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を行うための所要の法令改正等を順次、行っているところである。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めている。

加えて、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書で提言された個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策をもとに、労働政策審議会安全衛生分科会での議論を経て、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定し、取組を進めている。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「推してます みんな笑顔の 健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

※令和6年度全国労働衛生週間実施要綱全文は当支部ホームページ「会員専用」よりご覧になれますのでご活用ください。

東京都最低賃金の50円上げを答申

東京労働局は令和6年8月5日付け、東京地方最低賃金審議会（会長 都留 康）が、東京労働局長（局長 富田 望）に対し、東京都最低賃金を50円引き上げて、時間額1,163円に改正するのが適当であるとの答申を行なったことを発表しました。

- 1 本年7月1日、東京労働局長から東京地方最低賃金審議会に対し諮問を行った東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、同審議会は審議の結果、8月5日、現行の最低賃金の時間額1,113円を50円引き上げ（引上げ率4.49%）で、1,163円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

効力発生の日は、令和6年10月1日の予定です。

- 2 この「50円」の引上げ金額は、中央最低賃金審議会の「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」において示された目安どおりの金額です。
- 3 東京労働局としては、この答申を踏まえ、本年度の東京都最低賃金の改正に係る手続を進めてまいります。

※次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更が、閣議決定されました

厚生労働省では、昨年11月から今年6月にかけて4回にわたり「過労死等防止対策推進協議会」を開催し、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の見直し案をまとめ、令和6年8月2日付け、大綱の変更が閣議決定されました。

大綱は、「過労死等防止対策推進法」（平成26年法律第100号）に基づき、おおむね今後3年間における取組について定めるものであり、令和3年に続き、3回目の変更になります。

厚生労働省は、この新たな大綱に基づき、関係省庁等と連携しながら、過労死ゼロを目指し、国民が健康に働き続けることのできる充実した社会の実現に向けて、さまざまな対策に引き続き取り組むとしています。

【新たな大綱に定めた過労死等防止対策の主な取組等】

- 1 令和7年に大綱策定から10年の節目を迎えるため、この間の調査研究や取組の成果を振り返り、それらも踏まえ今後の対策を更に検討し推進
- 2 令和6年4月から全面適用された時間外労働の上限規制の遵守を徹底、過労死等を繰り返し発生させた企業に改善計画を策定させるなど再発防止の指導を強化
フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行後の履行確保、個人事業者等の安全衛生対策・健康管理の強化、労災保険の特別加入制度の対象拡大等の取組を推進
- 3 芸術・芸能分野を重点業種等※に追加、事業主に義務付けられているハラスメント防止措置の状況についても過労死等事案から収集・分析を実施
※自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療、建設業、メディア業界
- 4 事業主は、管理職や上司、若年労働者に対する労働関係法令の研修等を実施、労働組合は、職場で労働関係法令が適切に運用されているか定期的に確認するなど、国以外も含めた関係者による取組を推進

東京労働局【公式】X（旧 twitter）の開設について

東京労働局【公式】Xの開設をいたしました。

雇用、労働における各種施策やイベントなど役立つ情報を発信していきますので是非フォローをお願いいたします。

☞ URL:<https://X.com/tokyoroudouMHLW>

10月は「中退共」加入促進強化月間です！

中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を設けることが難しい中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を設け、中小企業で働く方々の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与することを目的としています。

中小企業退職金共済制度の加入のメリット

●掛金の負担軽減措置

中退共制度では、新規加入時には従業員ごとに最高6万円を国が減額します。（一部除外あり）

●掛金は損金または必要経費として全額非課税

掛金は損金または必要経費として全額非課税されます。

なお、資本金または出資金が1億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されます。

●手続きが簡単かつ、きめ細やかなサービス

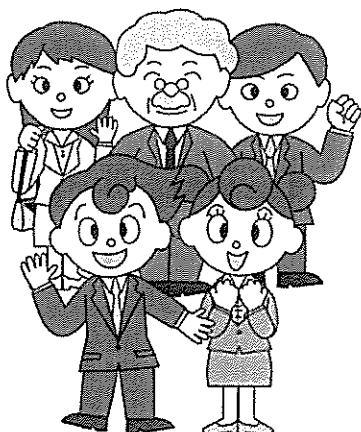
掛金納付は口座振替で手間がかかりません。従業員ごとの掛金の納付状況や退職金資産額は毎年、事業主にお知らせします。

上記以外にも、掛金の管理・運用が安全であること、中退共制度加入前の勤務期間の通算が最高10年の範囲で可能であることといったメリットがあります。

中小企業の退職金 国の制度が サポートします。

中小企業退職金 共済制度なら：

- 掛金の一部を
国が助成します。
- 掛金は全額非課税。
手数料も不要です。
- 外部積立型なので管理が
簡単です。
- パートタイマーさんも加入
できます。



お気軽にお問合せください

(独)勤労者退職金共済機構 **中小企業退職金共済事業本部**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

